

## 河南町コミュニティ振興助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 地域住民の相互交流と連帯意識の高揚を図り、地域の活性化と福祉の増進に資するため、町内の自治会等に対して交付する河南町コミュニティ振興助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

### (助成金の種類)

第2条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区運営助成金
- (2) 地区連絡活動助成金
- (3) 自治振興委員会助成金
- (4) 地区活動助成金
- (5) 防犯委員会助成金
- (6) クリーンキャンペーン協力金

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表のとおりとする。

### (申請)

第4条 第2条の助成金の交付を受けようとするものは、助成金交付申請書（様式第1号）に当該各号に掲げる書類を添付し、町長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 地区運営助成金 年間事業計画書及び地区世帯数報告書
- (2) 地区連絡活動助成金 年間事業計画書
- (3) 自治振興委員会助成金 年間事業計画書及び収支計画書
- (4) 地区活動助成金 年間事業計画書
- (5) 防犯委員会助成金 年間事業計画書及び収支計画書
- (6) クリーンキャンペーン協力金 地区世帯数報告書

### (交付の決定)

第5条 町長は、前条による申請書類を受理したときは、当該書類について審査を行う。

2 前項の規定による審査の結果、助成を必要と認めて助成金の交付額を決定したときは、当該申請者に対し、助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

(交付)

第6条 助成金の交付は、助成金の額の確定後とする。

2 助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 助成金の交付申請を行ったものは、事業完了後速やかに助成金事業実績報告書（様式第4号）に当該各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 地区運営助成金 収支報告書
- (2) 地区連絡活動助成金 年間事業報告書及び収支決算書
- (3) 自治振興委員会助成金 年間事業報告書及び収支決算書
- (4) 地区活動助成金 年間事業報告書及び収支決算書
- (5) 防犯委員会助成金 年間事業報告書及び収支決算書

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

河南町コミュニティ振興助成金交付基準表

種類	交付基準		限度額等
地区運営助成金	均等割	1 地区 46,000円	※世帯割
		地区長を置かな い地区 7,000円	4月1日現在におけ る地区の世帯数を基
	世帯割	1 世帯 800円	準に積算

地区連絡活動助成金	1 地区	月額 250円×12カ月	
自治振興委員会助成金	町長が必要と認めた額		
地区活動助成金	1 地区	9, 000円	
防犯委員会助成金	1 地区	10, 940円	
クリーンキャンペーン協力金	世帯割	1 世帯 90円	地区運営助成金申請 世帯数にて積算